

## 出産育児一時金（海外出産）について

春日市に居住し、国民健康保険に加入している方が海外で出産した場合は、申請により出産育児一時金が支給されます。申請の期限は出産した翌日から2年以内です。

### 1 申請に必要なもの

①	<b>出産育児一時金支給申請書</b>	様式は春日市役所窓口／春日市ウェブサイトにあります。
②	<b>同意書／Letter of Consent（海外出産）</b> ※海外の医療機関等に調査をする場合があります。	
③	<b>出生証明書（原本）</b> ※現地の医療機関や領事館で発行されたもの。 ※医療期間の出生証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び分娩日が記載されているもの。	※日本語翻訳文が必要 翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号も記入してください（別紙に翻訳も可）。
④	<b>【死産、流産の場合】死産証明書</b> ※現地の医療機関で発行されたもの。 ※医療機関の死産証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び死産となった日及び、週数が記載されているもの。	
⑤	<b>医療機関で発行された出産費用の領収書（原本）</b>	
⑥	<b>出産した人のパスポート（原本）</b> ※治療を受けた日に渡航していたことがわかる、出入国スタンプが押印されているもの ※パスポートで渡航記録が確認できない場合は、海外に渡航した事実が確認できる書類（航空券等）。	パスポートの出入国記録欄（3ヶ月以上の海外渡航の場合はビザ）、顔写真、署名欄等のコピーをいただきます。
⑦	<b>母子手帳（原本）</b> ※海外発行の母子手帳の場合は、日本語翻訳文も必要	妊娠の証明としてコピーをいただきます。
⑧	<b>世帯主名義の振込口座がわかるもの</b>	国外への送金はできません。
⑨	<b>世帯主と対象者のマイナンバー等</b>	
⑩	<b>届出者の本人確認書類</b>	
⑪	<b>委任状（世帯主以外が届出する場合）</b>	

### 2 申請先

春日市役所 国保医療課 国保担当  
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5  
TEL : 092-584-1111  
E-mail : kokuho@city.kasuga.fukuoka.jp